

日機輸「令和8年度税制改正要望」の概要

要望の柱は3つ：①BEPS2.0（第1の柱・第2の柱）、②外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し、③国内投資・イノベーション促進税制

1. BEPS2.0（第1の柱・第2の柱）

（1）第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）

①利益A（市場国への新たな課税権配分ルール）

国際議論は停滞しているが、国際協調主義（多数国間条約）に基づく安定的な税環境・通商環境の構築、制度の更なる簡素化、二重課税排除等を確保した制度設計、制度導入後も継続的な見直し等を要望。

②利益B（移転価格に係る簡素化・合理化アプローチ）

我が国では当面実施しないとされたが、現状の国際合意を前提として、移転価格の簡素化・合理化、税の安定性の向上、セーフハーバー形式での選択適用の採用、二重課税排除の確実性等の実現を要望。

（2）第2の柱（グローバル・ミニマム課税）

現在、我が国でも法制化が進む中、既存制度の更なる明確化・簡素化、事務負担軽減、OECDにおける国際課税ルールの制改定・国際合意に基づく国内法制度化・運用面の合理化、米国ミニマム課税ルールとグローバル・ミニマム課税ルールの共存の実現、セーフハーバールールの早期制度化等、今後の税務執行上の配慮を要望。

2. 外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し

（1）既存制度の課題について改正を要望（事業基準・実体基準・管理支配基準等を含む経済活動基準の見直し、過剰合算の適正化、物流統括会社特例・PMI特例の要件緩和等）。経済産業省「日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会」の報告書提言（主な課題として、制度趣旨が不明確、過剰課税の発生、事務負担の増大等）とも平仄を合わせて要望。

（2）第2の柱（グローバル・ミニマム課税）の導入に伴う、CFC税制の合理化に向けた見直しを要望。GloBEルールと本邦CFC税制の制度調和、税務調査時対応を含む既存CFCコンプライアンスプロセスの簡素化につき要望。

3. 国内投資・イノベーション促進税制

（1）イノベーション拠点税制の適用対象拡大

知財組込み製品・サービス（Embedded IP）関連所得・関連者間ライセンス取引に伴う所得など対象所得の拡大、制度の恒久化・簡素化等。

（2）国内投資促進の為の施策の充実

海外子会社受取配当金等の益金不算入割合を100%に引き上げ、又は、5%の益金算入部分に金額的上限を設定。

（3）研究開発税制に関する要望

クラウド・ソフトウェアの取得時即時償却、研究開発投資に関するEBPM（証拠に基づく政策立案）の具体化・明確化、研究開発投資に係る税額控除枠の拡大、現行一般型・オープンイノベーション型の控除率の維持・延長、高度研究人財の人件費に係る税額控除の見直し・拡充等。